

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 21 日現在

機関番号：35314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380821

研究課題名(和文) 社会的養護サービスのニーズ変化と再編に関する研究

研究課題名(英文) Study on the changing needs and reorganization of social care services

研究代表者

村田 久 (MURATA, Hisashi)

環太平洋大学・教育学部・准教授

研究者番号：80350445

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、社会的養護のニーズ変化と現状を実証的に明らかにし、長期的展望にたった客観的な施策進展のための基礎資料を提供する。分析結果を総合的に考察すると、社会的養護施設の種別は養護理由の分析から見ると、その区分は曖昧になりつつあることが明らかとなった。子どもへの養育環境、子ども観への意識の高まりにより保護児童は増加しており、里親委託の需要は高いが、委託率の低迷というミスマッチングが旧来型の伝統的子ども観・家族観により引き起こされている現状が明らかとなった。

研究成果の概要(英文)： This study, the needs change and the status quo empirically to reveal social care, to provide the basic data for the only objective measure progress in the long-term outlook. When the overall consideration the results of the analysis, the type of social care facilities as seen from the analysis of nursing reason, it became clear that there while the division becomes ambiguous. Nurturing environment for children, and protecting children is increased by the growing awareness of the children view, but the high demand for foster parents consignment, mismatching of commission rate of the downturn is caused by a traditional children's views - family values of legacy current situation that has been revealed.

研究分野：社会学

キーワード：社会的養護

1. 研究開始当初の背景

要保護児童にかかわる社会的養護の基本的枠組は、昭和22年の児童福祉法の制定時に遡る。その後、社会経済状況の変化により、修正は加えられてきたが、その根幹の改正や抜本的再編はなされていない。つまり、日本の社会的養護制度は、戦後の孤児・浮浪児対策以来、時々々の社会状況に対応しながら屋上屋を架すように構築されてきたといえよう。

児童福祉法は、戦後の保護・救済的福祉からすべての子どもの健全育成へと福祉観については大きな転換があったが、具体的サービス供給体制の転換が行われてきたとは言いがたい。社会的養護は、戦災孤児や家や家族を失った子どもという貧困や両親の死亡等を原因とする家庭の代替機能ニーズから、虐待、マルトリートメント(不適切な養育)、いじめ、不登校にみられるような新たなニーズに対して現行のサービスシステムではうまく対応できず、ミスマッチやグレーゾーンが見られる(全国社会福祉協議会「児童福祉再編への提言」児童福祉施設のあり方委員会報告、1995)。

厚生労働省が実施する「児童養護施設入所児童調査」(平成20年)によると、児童養護施設では児童の83.2%が「両親又は一人親あり」となっている。要保護児童の多くは親がいないことを前提としてきにもかかわらず、現在では児童養護施設入所児ほとんどに親が存在し、家庭支援の役割が増大している。また、児童養護施設では入所児童の53.4%、情緒障害児短期治療施設では71.6%、児童自立支援施設では65.9%が「虐待経験あり」と報告されており、入所児童の5~7割が虐待に対する治療的ケアが必要となっており、これらの課題に対応する制度への変化求められている。

被虐待児に対する治療的ケアの必要性は共通認識されている。しかし、臨床現場のヒアリング調査では、治療的ケアは必要と言いつつ、これを担う専門職の増員ではなく、日常生活の援助を行う職員の増員が強く求められている(筒井孝子「社会的養護体制の再編に向けた研究の現状と課題」保健医療科学 Vol60 No5, 2011)。しかし、本当に必要なのは日常のケアを提供する職員なのかは、臨床知見だけでは確定できない。今後は様々な視点からの実証データ及び量的調査により臨床知見の根拠づけや批判的検討がなされることが求められている。

社会的養護施設に措置される根拠法は、児童福祉法第41条にあり、同法には「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設」と記されている。時代の社会経済状況により、具体的な措置の理由は変化していると考えられる。

このような背景で本研究課題「社会的養護

制度の再編に関する研究」を申請するに至った。本研究は、社会的養護のニーズ変化と現状を実証的に明らかにし、長期的展望にたった客観的な施策進展のための基礎資料を提供する。

2. 研究の目的

本研究は、社会的養護1の再編に向けて、社会的養護のニーズ変化と現状を実証的に明らかにすることを目的としている。近年の進行する少子化、不登校、虐待などの児童家庭福祉分野における新たな社会的課題の発生に伴い、社会的養護体制の再構築が求められており、政策提言が活発化している。

しかし、政策の検討は臨床的知見に依拠して行われ、実証データによる検討が不足しており、現状では社会的養護体制の大胆な再編には至っていない。本研究では、社会的養護について長期的展望にたった施策展開を客観的、確実に進めていくための、基礎的資料の提供を目指し、行政統計を用いた社会的養護体制に関する実証研究を行う。

1:本研究で対象とする社会的養護に関わるサービスは、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親制度である。

本研究は実証的データにより、従来の臨床的知見を客観的に検証しつつ、長期的展望に立った社会的養護制度の再編のための基礎資料を提供する。社会的養護により生活を暮らしている子どもは約4万人であり、従事する職員数も約2.5万人である。

一方で他の福祉領域、例えば高齢者介護、保育所などの利用児・者や従事者は数百万規模であり、利用ニーズや改善の要望により政策を動かすことが可能であるが、社会的養護の領域ではそのような動きは不可能で期待できない。従って、学術分野や政策立案サイドからの客観的で良識ある発信と提案が不可欠であり、本研究はそのような立場に貢献する社会的意義を有する。

3. 研究の方法

前述の研究目的を達するため以下の2つを研究計画の柱とする。

・入所ニーズの変化及び施設が抱える課題についての統計的検討

・社会的養護の再編に関する政策提言の構築

は行政統計を用いた入所ニーズの変化に関する分析と量的調査を実施する施設が抱える課題に関する分析とに大別して実施する。

具体的には、行政統計を用いた入所ニーズの変化に関する分析を行う。分析に用いる行政統計は、厚生労働省「福祉行政報告例」、「社会福祉等調査報告」、「児童養護施設入所児童等調査」などである。三輪(2011「里親委託と施設委託の関係の長期的動態」社会福祉学第52巻2号)はマクロデータを用いて里親委託と施設委託の長期的動態の分析を行っている。これらの分析に習い、施設養護につ

いてさらに詳細な施設別のカテゴリーを設定した上で各種説明変数と従属変数について分析を行う。

4. 研究成果

養護問題の発生理由の構成割合を平成9年度と平成20年度についてクラスター分析により分析した結果、平成9年度では4つのクラスターが析出され、平成20年度では2つのクラスターが析出された。

クラスターの属性を読み解いていくと、平成9年度では「父母による養育不可能」、「父母による虐待」、「母の精神疾患」、「母による養育困難」の4つのクラスターに分かれていると捉えることができる。平成20年度では、父母の死亡や入院などの理由による「父母による養育が困難」なクラスターと「父母による虐待」を理由群とするクラスターの2つに大きく分かれていると捉えることができる。

これらのことから、平成9年度では社会的養護施設の種別で養護理由にバラつきが見られたが、平成20年度では社会的養護施設の種別での養護理由にバラつきが少なくなり、どの施設種別においても同じような養護理由（措置理由）が見られる傾向が伺える。またそれは施設種別の区分が薄まりつつあることを示唆していると言える。

次に社会的養護施設で生活する養護児童の今後の見通しについて、施設の回答の分析からは、情緒障害児を除いては「保護者のもとへ復帰」とする回答割合が増えている。これは、前節で述べたように施設が「子どもが生活する場」から「虐待の傷を癒し」、「家族の元へ復帰を目指す場」となりつつあるという分析を裏付けているといえる。

情緒障害児短期治療施設のみ異なった傾向を示しているのは次のように考えることができる。情緒障害児短期治療施設は元来短期的な治療を行う施設であり、保護者のもとへの復帰を前提とする施設である。従って平成9年度では「保護者のもとへ復帰」とする回答が72.2%で高い割合であったものが、平成20年度では52.4%と減少しつつも割合としては、他の施設に比べて高い。しかしながら、「保護者のもとへ復帰」とする回答割合が減っているのは、情緒障害児短期治療施設が短期の治療施設という施設特性が薄くなり、他の社会的養護施設のように長い期間を過ごす施設特性を持つようになってきたと考えられる。これは前述の施設種別の薄まりを指示するデータといえよう。

本研究では、社会的養護の今日的動向を確認し、経時データの比較により、社会的養護施設の変化過程、ニーズの移り変わりを明らかにしてきた。これらの分析結果を総合的に考察すると、社会的養護施設の種別は養護理由の分析から見ると、その区分は曖昧になりつつあり、近年では被虐待児を対象とする施設としての役割が全体的に求められている。そして、家庭復帰を視野に入れた支援への比

重が高まっている。しかしながら、施設の種別は虐待の種類で区分される傾向が見られ、情緒障害児短期治療施設は心理的虐待、里親及び乳児院はネグレクト、児童養護施設は身体的虐待、児童自立支援施設は性的虐待で特徴づけられていることが明らかとなった。本来、施設の種別は虐待の類型別に設定されておらず、社会的養護の展開過程で構築されてきた特徴といえよう。

社会的養護施設における障害を持つ児童の割合の増加、保護者がいる児童の割合の増加は今日の家族の養育力の低下を示しており、社会的養護施設が家族支援の性格を帯びてきつつあることが示された。

被虐待児や養育不全に陥った家族から社会的養護施設に多く入所している状況を改めて確認された。このような実態は、今後の社会的養護の在り方を検討する際に、このした被虐待経験を有する児童への対応において、どのような治療的なケアを提供するかが課題となってきていることを示している。

社会的養護の推移の分析からは以下の傾向が析出された。児童養護施設及び乳児院は平成13年、14年以降は設置数が増加していることが見て取れる。委託児童数を見ると、児童養護施設では、平成7年以降増加しているが、平成17年頃から平成21年までは横ばいで、平成21年以降は減少傾向となっている。乳児院については、平成14年以降は横ばい傾向にあると見て取れる。児童養護施設、乳児院の設置数が増加しているにも関わらず入所児童数が増加していないのは、施設の小規模化が進められている結果であるといえよう。平成20年では児童養護施設の7割が大舎制であったが、平成24年では5割となっている。

近年最も大きな伸び率を示しているのは、里親・ファミリーホームの委託児童数である。平成11年では2122人であったが、平成24年では50407人となっており、この期間に2.55倍となっていることがわかる。これは、近年の社会的養護における政策的推進の結果である。

登録里親数、委託里親数及び委託率の推移の分析からは以下の結果が析出された。平成21年度以降委託児童数は増加傾向にあるが、委託率でみると38%前後で推移しており、委託率は平成21年以降伸長していないことが見て取れる。委託率が伸長しない要因としては、里親委託には実親の同意が必要、将来的に養子縁組を希望する里親が多いなどが挙げられているが、実際的には児童の委託先は児童相談者の担当者個人の裁量によるところが多い。児童相談所の職員を対象にした厚生労働省による調査では、里親制度の低迷要因は、我が国の子ども観・家族観に依拠した「文化型」として理解することができるとの報告があり、里親委託に消極的な考えを持つ担当者がある地域では、登録里親に委託提案がほとんど来ない場合もある。

我が国における晩婚化、未婚化による影響
ので、子どもを持ちたくても持てない世帯比
率は増加している。このような人たちにとっ
て、里親制度は子どもを育て、家族を形成す
る貴重な機会としての存在意義があるとい
えよう。一方で、子どもへの養育環境、子ど
も観への意識の高まりにより保護児童は増
加しており、里親委託の需要は高いが、委託
率の低迷というミスマッチングが旧来型の
伝統的子ども観・家族観により引き起こされ
ている現状がみえる。政策形成主体が里親推
進に動き出した今、委託決定の現場や国民意
識に働きかける情報発信が必要であり、求め
られているといえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

村田久、"税と社会保障の一体改革"とは何だ
ったのか?、Estrela (226), 42-45, 2013.

村田久、少子高齢社会と扶養負担、Estrela
(235), 36-39, 2013.

村田久、子どもの貧困：豊かさに隠された
「貧困」、Estrela (237), 42-45, 2013.

村田久、少子化と社会的養護、Estrela (257), 42-45,
2015.

村田久、少子高齢化と世代間格差、環太平洋大学
紀要第10号、15-19、2016

〔図書〕(計1件)

村田久 (共著)『地域に生きる子どもたち』
創生社、2014.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

6. 研究組織

(1)研究代表者

村田 久 (MURATA HISASHI)

環太平洋大学・次世代教育学部・准教授